あわの森林

平成３１年４月１日発行
第２４号

発行者
鹿沼市下粕尾１３６
粟野森林組合
TEL 0289(85)2039
FAX 0289(85)2072

第３８回通常総代会を開催

去る２月２１日（木）第３８回通常総代会を粟野コニュニティーセンターにおいて、本人出席６１名、書面議決書７７名、計１３８名（総代数１６５名）の出席を得て開催しました。

神山代表理事副組合長の開会の辞に続き、福田代表理事組合長より、本日の総代会の開会に当たり、多数の総代の出席と来賓のご臨席を賜り開催できますことは、日頃の組合員の方々のご協力と各関係機関のご指導ご支援の賜とお礼を述べる。

組合の技能職員として永年にわたって森林組合の事業推進と若手技能職員の育成に貢献した斎藤晃一氏を表彰しました。

来賓の佐藤鹿沼市長（代読）、小林県西環境森林事務所長、江連県森林組合連合会長より祝辞を頂きました。

議長に、清洲地区総代の安生　衛氏を選任し、議事進行により、平成３０年度事業報告書、平成３１年度事業計画書等の提出された全議案は原案どおり可決承認されました。

【第３８回通常総代会】

No.24

平成３０年度　損益計算書　平成３０年１月１日から平成３０年１２月３１日（金額単位：円）

科目	小計	合計	事業区分			
			一般事業			
			指導	販売	加工	森林整備
Ⅰ 事業総損益						
1 収益	375,283,335		2,410,870	14,819,516	30,000	358,022,949
2 費用	270,652,772		2,546,880	255,047	1,384,083	266,466,762
事業総利益		104,630,563	△ 136,010	14,564,469	△ 1,354,083	91,556,187
Ⅱ 事業管理費						
1 人件費	68,260,092		9,556,410	10,239,010	682,600	47,782,072
2 旅費・交通費	1,337,240		187,213	200,586	13,372	936,069
3 事務費	639,524		89,533	95,928	6,395	447,668
4 業務費	481,858		67,460	72,278	4,818	337,302
5 諸税負担金	2,211,645		309,630	331,746	22,116	1,548,153
6 施設費	15,815,254		2,214,135	2,372,288	158,152	11,070,679
7 雑費	2,141,524		299,813	321,228	21,415	1,499,068
事業管理費計		90,887,137	12,724,194	13,633,064	908,868	63,621,011
事業利益		13,743,426	△ 12,860,204	931,405	△ 2,262,951	27,935,176
Ⅲ 経常損益						
1 事業外収益	303,168					
2 事業外費用	33,996					
事業外損益		269,172				
経常利益		14,012,598				
Ⅳ 特別損益						
1 特別利益						
2 特別損失	3					
特別損益		△ 3				
税引前当期純利益		14,012,595				
法人税及び住民税		5,000,000				
当期剰余金		9,012,595				
前期繰越剰余金		10,000,000				
林業機械積立金取崩額		10,000,000				
当期未処分剰余金		29,012,595				

平成３０年度　剰余金処分（金額単位：円）

摘要	精算内訳	小計	合計
Ⅰ 当期未処分剰余金			29,012,595
Ⅱ 剰余金処分			
1 法定準備金	当期剰余金の1/5以上	1,900,000	
2 林業機械購入積立金		7,000,000	
3 任意積立金		10,112,595	19,012,595
Ⅲ 次期繰越剰余金			10,000,000

（注）次期繰越剰余金中、教育情報資金は500,000円である。

平成３１年度　損益計画書　平成３１年１月１日から平成３１年１２月３１日（金額単位：千円）

科目	小計	合計	事業区分			
			一般事業			
			指導	販売	加工	森林整備
Ⅰ 事業総損益						
1 収益	378,472		2,384	13,140	300	362,648
2 費用	248,667		2,200	240	1,550	244,677
事業総利益		129,805	184	12,900	△ 1,250	117,971
Ⅱ 事業管理費						
1 人件費	99,738		13,963	9,974	997	74,804
2 旅費・交通費	1,300		182	130	13	975
3 事務費	800		112	80	8	600
4 業務費	600		84	60	6	450
5 諸税負担金	2,500		350	250	25	1,875
6 施設費	15,850		2,219	1,585	158	11,888
7 雑費	2,000		280	200	20	1,500
事業管理費計		122,788	17,190	12,279	1,227	92,092
事業利益		7,017	△ 17,006	621	△ 2,477	25,879
Ⅲ 経常損益						
1 事業外収益	200					
2 事業外費用	100					
事業外損益		100				
経常利益		7,117				
Ⅳ 特別損益						
1 特別利益	100					
2 特別損失	50					
特別損益		50				
税引前当期純利益		7,167				
法人税及び住民税		2,500				
当期剰余金		4,667				
前期繰越剰余金		10,000				
当期未処分剰余金		14,667				

新入職員紹介

４月１日付けで技能職員３名を採用しました。

技能職員
徳原　司

技能職員
小曽戸　武

技能職員
両角　大地

春季優良木材（素材）展示会開催

春季恒例の優良木材展示会が県森連、鬼怒川流域森林林業活性化センター共催により開催され、展示品の販売が３月６日、県森連鹿沼共販所において行われました。

当組合の展示品１２点、数量５９㎥、一般材出荷数量１,６４６㎥、計１,７０５㎥、販売金額１８,８０３千円の実績上げることが出来ました。

ご協力を頂きました組合員の皆様に厚くお礼申し上げます。尚、展示会において、下記の方々が入賞されました。

優 良 木 材 展 示 会 入 賞

賞	銘 柄	受賞者名（敬称略）
栃木県知事賞	ヒノキ大丸太	秋 山 陽 一
栃木県森林組合連合会長賞	スギ大丸太	斎 藤 信 浩
鬼怒川流域森林林業活性化センター会長賞	ヒノキ小丸太	日光二社一寺
	スギ小丸太	斎 藤 成 士

《優良木材（素材）展示会》

木材共販市況

平成31年3月20日　県森連鹿沼共販所

樹種	長 級	径 級	安値 m^3/円	高値 m^3/円	平均 m^3/円
杉	3.00m	11～14cm	6,640	10,200	9,110
		16～20cm	12,500	12,930	12,610
		22～28cm	12,550	12,800	12,700
	3.65m	22～28cm	10,300	12,150	11,000
		30cm～	10,000	13,560	11,590
	4.00m	10～14cm	8,500	9,640	9,130
		16～20cm			9,000
		22～28cm	12,600	12,600	12,600
		30cm～	10,000	22,000	12,980
	5.00m	30cm～	23,100	33,000	27,380
桧	3.00m	11～14cm	8,290	8,800	8,520
		16～20cm	15,880	17,000	16,770
	4.00m	10～14cm	8,500	14,580	10,710
		16～20cm	17,200	18,390	17,930
		22～28cm	17,900	18,800	18,330
		元玉	17,900	17,900	17,900

森　林　保　険

台風や集中豪雨、火災など万が一の災害に備えることができます。

森林保険は、「森林保険法（昭和12年法律第25号）に基づき、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災、噴火災による損害を総合的に補償するものです。森林所有者が自ら災害に備える唯一のセーフティーネットです。

保険金のお支払い対象となる８つの災害

新たな森林経営管理制度がスタート

昨年５月に森林経営管理法が成立し、経営や管理が適切に行われていない森林について、適切な経営や管理の確保を図るため、市町村が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐシステムとなる森林経営管理制度が今年４月１日に施行された。

経営管理が行われていない森林について市町村が仲介役となり
森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築し担い手を探します

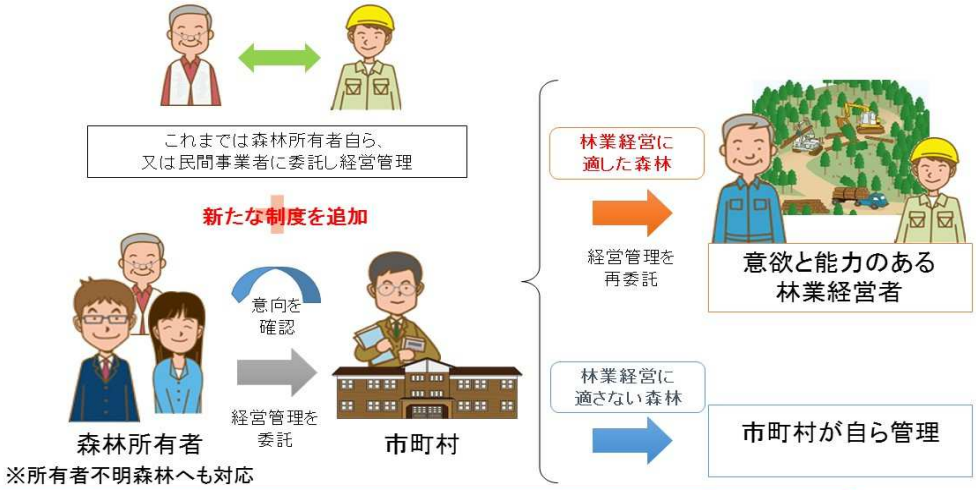

平成31(2019)年栃木県春の山火事防止強調運動

3月から5月は「春の山火事防止強調運動」実施中

山火事は、空気が乾燥し、行楽や山菜採りなどで入山する機会が多くなる3月から5月にかけて多発します。
山火事の発生原因のほとんどは、たき火、たばこ、火入れ等人為的なものです。
そのため次のことを必ず守ってください。

1. 枯草等の近くなど、周囲に燃え広がる恐れのある場所や風の強い時、乾燥しているときは、たき火、火入れをしないこと。
2. タバコのポイ捨てをしない。吸い殻の火を消すこと。
3. 火を使うときはその場から離れない、使用後は完全に消化。
4. 火遊びはしない、させない。

森林やその周辺で火入れを行う際は、森林法第21条及び市条例に基づき市長の許可を受ける必要があります。